

第 18 回

熊本県議会

# 環境対策特別委員会会議記録

平成26年6月23日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 18 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成26年6月23日（月曜日）

午前10時1分開議

午後0時32分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について
- (2) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (3) 地球温暖化対策に関する件について
- (4) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（15人）

委員長 森 浩 二  
 副委員長 内 野 幸 喜  
 委員 西 岡 勝 成  
 委員 鬼 海 洋 一  
 委員 早 川 英 明  
 委員 水 室 雄 一 郎  
 委員 荒 木 章 博  
 委員 井 手 順 雄  
 委員 重 村 栄  
 委員 小早川 宗 弘  
 委員 松 岡 徹  
 委員 早 田 順 一  
 委員 山 口 ゆたか  
 委員 緒 方 勇 二  
 委員 橋 口 海 平

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷 崎 淳 一

環境局長 村 山 栄 一

政策調整審議員兼

環境政策課課長補佐 江 藤 公 俊

環境立県推進課長 佐 藤 美智子

環境保全課長 川 越 吉 廣

自然保護課長 三 原 義 之

首席審議員兼

廃棄物対策課長 坂 本 孝 広

企画振興部

審議員兼

交通政策課課長補佐 財 津 和 宏

商工観光労働部

新産業振興局長 奥 菌 惣 幸

産業支援課長 古 森 美津代

エネルギー政策課長 村 井 浩 一

農林水産部

生産局長 山 中 典 和

水産局長 平 岡 政 宏

政策調整審議員兼

農林水産政策課課長補佐 宮 本 正

農業技術課長 園 田 誠

園芸課長 古 場 潤 一

畜産課長 矢 野 利 彦

農地整備課長 池 田 雄 一

首席審議員兼

森林整備課長 長崎屋 圭 太

林業振興課長 江 上 憲 二

森林保全課長 塩 木 康 博

水産振興課長 平 山 泉

漁港漁場整備課長 原 田 高 臣

水産研究センター所長 鎌 賀 泰 文

土木部

総括審議員兼

河川港湾局長 渡 邊 茂

土木技術管理課長 古 澤 章 吾

審議員兼

道路整備課課長補佐 植野 幹 博  
 審議員兼  
 都市計画課課長補佐 竹田 尚 史  
 審議員兼  
 都市計画課景観公園室長 緒方 誠  
 下水環境課長 宮本 秀一  
 河川課長 持田 浩  
 港湾課長 平山 高志  
 建築課長 田邊 肇  
 審議員兼建築課  
 建築物安全推進室長 上妻 清人  
 教育委員会事務局  
 義務教育課長 浦川 健一郎  
 企業局  
 次長兼総務経営課長 五嶋 道也  
 審議員兼総務経営課  
 荒瀬ダム撤去室長 堀内 眞二  
 工務課長 福原 俊明  
 警察本部  
 交通部参事官 高山 広行

事務局職員出席者

政務調査課主幹 福田 聖哉  
 議事課主幹 甲斐 博

午前10時1分開議

○森浩二委員長 ただいまから、第18回環境対策特別委員会を開催いたします。

本日は、執行部を交えた本年度最初の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

皆様には、御存じのとおり、本委員会には、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、有明海、八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件、地球温暖化対策に関する件の3件の調査事件が付託されております。どの件も重要な課題であり、いろいろと御苦労もあるかと存じますが、引き続き取り組んでいかなければならないと考えておりますので、よろし

くお願いいたします。

私も、昨年に引き続いて委員長を仰せつかりましたので、一生懸命頑張っていきたいと思っております。委員長、なれはしましたが、不得意ですので、副委員長とともに、この1年間頑張っていきたいと思っておりますので、委員の皆様、また執行部の皆様、御協力のほどよろしくお願ひしときます。

それでは、副委員長からも一言御挨拶をお願ひしたいと思っております。

○内野幸喜副委員長 前回の特別委員会で副委員長を御選任いただきました内野と申します。どうぞよろしくお願ひします。

森委員長をしっかりと補佐しながら、この委員会がスムーズに進行できるよう頑張っておりますので、執行部の皆さん方、そして各委員の先生方には、御協力をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。お世話になります。

○森浩二委員長 それでは、執行部関係部課職員の自己紹介を受けたいと思っております。自己紹介名簿の順に自席からお願ひします。

（谷崎環境生活部長、村山環境局長～高山交通部参事官の順に自己紹介）

○森浩二委員長 なお、自己紹介以外の職員の方については、お手元に配付しております委員会資料の関係部課幹部職員名簿のとおりでございます。

次に、執行部を代表して、谷崎環境生活部長から挨拶をお願ひします。

○谷崎環境生活部長 委員会の開会に当たりまして、執行部を代表して御挨拶を申し上げます。

環境生活部の部長の谷崎でございます。

環境対策特別委員会におかれましては、委員長の御挨拶にもありましたように、産業廃棄物処理施設における公共関与の推進、有明

海、八代海の再生、地球温暖化対策の3項目につきまして、これまで熱心な御審議と御指導をいただきまして深く感謝を申し上げます次第でございます。

まず、産業廃棄物処理施設における公共関与の推進につきましては、事業主体である公益財団法人熊本県環境整備事業団におきまして、昨年7月に建設工事に着手し、現在、平成27年秋ごろの供用開始に向けまして、ほぼ順調に工事を進めております。

本県といたしましては、この施設が全国モデルとなるよう、また、将来にわたって安定的な経営及び適正な運営がなされるよう、関係団体と協議しながら、当事業団に対し、引き続き必要な支援を行ってまいります。

さらに、周辺環境の整備など、処分場を中心とした地域の振興についても、これまでの地域の皆様方の思いを真摯に受けとめ、誠意を持って取り組んでまいります。

次に、有明海、八代海の再生につきましては、特措法に基づく県計画と県議会からの御提言に沿って、森林機能の向上の取り組みや環境に配慮した河川改修、生活排水施設整備などの排水対策、作濤や覆砂などの漁場環境改善、クルマエビの放流事業など、川上から川下、そしてまた海そのものを対象とした総合的対策に取り組んでおります。

しかしながら、海域の環境基準の達成状況は、近年変動はあるもののほぼ横ばいで、漁獲量も減少傾向にありまして、有明海、八代海の再生と言えるまでには至っていない状況でございます。昨年度の委員会においても、抜本的な対策に取り組むよう厳しく御指摘をいただいたところでございます。

県といたしましても、政府提案や九州知事会において、国の総合調査評価委員会の検討の加速化をお願いし、底質改善や漁場環境改善に有効性が認められる海底耕うん、泥土除去及び潮通し等を集中的に実施するための予算の確保を要望したところでございます。

今後とも、関係県と連携しながら必要な対策に取り組み、有明海、八代海の再生に向けて努力を続けてまいります。

最後に、地球温暖化対策につきましては、温室効果ガス削減の国際的な枠組みや国のエネルギー政策等が不透明な中で、当面、本県としまして、熊本県総合エネルギー計画における新エネと省エネによるエネルギー削減により、原油換算で100万キロリットルを削減することを目標として温暖化対策に取り組んでまいります。

また、持続可能な社会経済への転換に向けた県議会の御提言に沿って、関連施策の推進を図り、温室効果ガスの排出削減の促進に引き続き努めてまいります。

本日は、今年度初めての審議でございますので、これまでの経緯や現状とあわせまして、本年度における取り組み及び今後の予定等につきまして御説明することといたしております。

詳細につきましては、この後関係課長が説明いたしますので、よろしく申し上げます。

○森浩二委員長 では、お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審議させていただきますので、よろしく申し上げます。

議題1、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、2、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件及び3、地球温暖化対策に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後、質疑は議題ごとに行いたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明につきましては、簡潔に申し上げます。また、説明者は着座にて説明をお願いします。

では、執行部から説明をお願いします。

それでは、産業廃棄物処理施設の公共関与

推進に関する件について、公共関与による管理型最終処分場の整備について説明をお願いします。

○坂本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備について御説明をさせていただきます。

1番の目的のところでございますけれども、1、2については、これまでも説明しておりますので、繰り返しになるかと思いますが、簡単に御説明をさせていただきます。

1、目的のところでございますが、県として民間の処理施設を補完し、産業廃棄物の安定的な処理体制を確保するため、公益財団法人熊本県環境整備事業団を事業主体とする公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場を整備するものでございます。

2のこれまでの取り組みでございますが、まず、平成14年度に、公共関与の基本計画を策定いたしております。17年度、南関町の候補地を第1番目の建設に取り組み箇所として決定をさせていただいております。18年度、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場建設に関する基本構想の策定を行っております。19年度、実施主体であります財団法人熊本県環境整備事業団の設立を行っております。平成22年度、クローズド型で無放流型の施設構造とすることを決定いたしております。

なお、22年度、23年度と、さまざま地域の苦渋の選択の中で、22年度に南関町長のほうが建設の受け入れを表明いただき、同23年度に和歌山町長のほうから建設受け入れの表明がなされております。

そういう流れの中で、24年度、設計施工一括及び長期包括的運営方式による発注、入札を実施しまして、落札者を決定いたしております。平成25年度、詳細設計が終了いたしております。

次のページをお開きください。

先ほど部長の挨拶にもありましたけれども、7月に工事の着手をいたしました。その後、メガソーラーによる導入のための実施事業者を決定いたしまして、くまもと県民発電所を活用した形で、熊本いいくに発電所株式会社のほうが実施主体としてなられたところです。施設名称を「エコあくまもと」と決定をさせていただいております。

3番目の事業概要でございますけれども、産業廃棄物管理型最終処分場につきまして、クローズド無放流型ということです。

クローズドというのは、埋立地を屋根と壁で覆い、外気や雨水等の周辺環境と全く分離をするという形のことをクローズド型とっております。それと、無放流につきましては、河川に放流しないという形で、中で循環をさせていくという形になっております。

埋立容量につきましては、約42万立米、埋立年数は、約15年から20年を想定させていただいております。

4番目の今年度の取り組みでございます。

1、工事関係につきましては、現在、施設内の造成工事を完了してございまして、覆蓋施設や雨水集排水施設等の工事を実施してございまして、ほぼ9月ぐらいまでには覆蓋施設は完成する見込みでございます。10月ごろから遮水シートの敷設工事等を実施してまいりたいと考えております。

申しわけございませんが、12ページをお開きいただけますでしょうか。

写真が載っておりますけれども、左側上のものが、覆蓋施設がほぼ半分弱ぐらい今かかっている状況でございまして、これがもう右側のほうにもあと全部屋根がかぶってしまう状況が、大体9月ぐらいまでにでき上がるという状況になるかなというふうに思っております。

お戻りをいただいて、2番目のところでございますが、安全推進委員会につきまして

は、地域の住民の方とか行政機関等々で構成する委員会をごさいますて、年に2～3回開催をして、工事内容の説明や現地視察などを通しまして、皆様に安全を御確認いただくという形で委員会を開催させていただいております。

3番目でございますが、安定的な経営基盤の構築及び適切な運営への取り組みでございます。

事業団において、経営計画の策定や業務マニュアル等の策定を進めているところで、県としましても、適切な支援をしてみたいというふうに考えております。

4番目でございますが、地域振興関係でございます。

1番目、県道大牟田植木線の歩道整備等を行っております。緊急性、必要性の高い区間に歩道を整備するという事業でございます。

2番目のところでございますが、南関町、和水町へ交付金事業を行っております。

南関町につきましては、公共関与産業廃棄物最終処分場アクセス道路の整備を行っておりまして、町道米田鬼王線のうち、県道大牟田植木線から最終処分場までのアクセス道路となる区間を、県が町から受託をして工事を実施するというところで行っております。設計の変更等で若干見直しを行いましたものですから、これまでに概略設計、測量、詳細設計を実施することで、まだ工事には至ってはおりません。そのほかに、公民館整備、農道整備等を行うということになっております。

和水町につきましては、公民館整備並びに太陽光発電システム整備等々を行うこととなっております。

3番目のところでございます。

環境教育拠点に関する取り組みでございますが、これは、これまでも申し上げておりますとおり、県北の環境教育拠点を目指しながら、環境教育を行う人材の育成及び環境教育プログラムづくりを進めてまいりたいと考え

ております。

5番目のところでスケジュールをお示ししております。

先ほど言っておりますように、覆蓋工事については、大体9月末ぐらいまででほぼ完成をする見込みでございます。遮水工事を、その後シート張りを張ることをやっていきたいというふうに考えておまして、ほぼ順調な形で推移をしているというふうにお聞きをしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○森浩二委員長 次に、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について。

まず、有明海・八代海の再生について説明をお願いします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。着座で失礼いたします。

資料の15ページをお願いします。

有明海・八代海の再生について。

まず、1のこれまでの経緯等でございますが、ポイントについて説明をさせていただきます。

まず、(1)でございますが、平成12年7月から翌年にかけて発生しました甚大な赤潮被害が発端でございます。

この赤潮被害を受けまして、(2)でございますが、①では、平成13年1月に、熊本県ノリ被害対策本部を設置、緊急対策を実施しております。

②でございますが、同年10月に、関係課から成る政策調整会議を設置、当時の環境対策特別委員会からの御提言を踏まえまして、同年12月に、県独自の有明海・八代海再生に向けた総合計画を策定しました。

③でございますが、地元の要望を受け、国では、平成14年11月に、有明海及び八代海を

再生するための特別措置法が成立をしております。

④でございますが、この特別措置法の成立を受けまして、県では、総合計画を見直し、平成15年3月に、有明海・八代海再生に向けた熊本県計画を策定しております。

資料の16ページをお願いいたします。

⑤でございますが、平成16年2月定例会で、当時の有明海・八代海再生特別委員会から、下に記載しております6つの重点項目や、短期、中長期に取り組む施策についての御提言をいただいたところでございます。

次の⑥には、提言で示されました方向性に沿って実施しております主な施策を記載しております。

詳細につきましては、後ほど提言への対応のところで各担当課より説明させていただきます。

これらの取り組みによりまして、一部には成果が上がったものもありますが、いまだ再生の道のりは遠く、引き続き対策に取り組んでまいりたいと考えております。

資料の17ページをお願いいたします。

(3) 国の取り組みについて。

まず、①でございますが、国では、特措法に基づき、平成15年3月に促進協議会を組織、関係6省庁と関係6県が連携をとりながら必要な協議を行っているところでございます。

次に、②でございますが、国では、特措法に基づきまして、平成15年2月に、有明海・八代海総合調査評価委員会を設置、以来26回の開催を経まして、具体的な再生方策や解明すべき課題等を取りまとめた委員会報告が策定され、平成18年12月に提出されております。しかしながら、この報告の中でも、まだ解明すべき多くの課題が残っていると指摘されており、明確な原因究明にはいまだ至っておりません。

その後、関係6県で評価委員会の再開につ

いて働きかけをしていたところですが、特措法改正に伴いまして、平成23年10月から再開、平成19年度以降に国や関係県が実施した調査や事業について整理及び現況把握を行いまして、再生の道筋を示すとされております。

評価委員会には、24年9月に、生物問題小委員会及び海域再生小委員会が設置され、昨年度は、本委員会が2回、小委員会が3回開催されております。

委員会では、海域環境の特性の整理や赤潮、貧酸素水塊の発生要因、対策等に関する検討が進められておりまして、今年度は小委員会で海域環境変化に関する因果関係を明らかにする予定と聞いております。

なお、本県としましては、当評価委員会での検討をさらに加速化し、海域環境変化のメカニズムや水産資源減少の要因を早急に明らかにし、再生方策を提示するよう、今月上旬に国の施策等に関する提案を関係省庁に行ったところでございます。

今回の提案におきましては、項目を追加し、底質改善や漁場環境改善などに有効性が認められます海底耕うん、それから泥土除去などの具体的対策の実行について、関係省庁連携のもと集中的に実施するよう、あわせて要望したところでございます。

最後に、(4)でございますが、関係6県では、連絡協議会を平成16年8月に設置、具体的には、クルマエビの共同放流事業ですとかクリーンアップ事業などに連携して取り組んでいるところでございます。

平成24年、25年度は、関係6県での要望活動は行いませんでしたが、今年度は、要望活動強化のため、関係6県が連携して、検討の加速化や有効性の認められる対策の促進等を国に要望するよう、現在調整を行っているところでございます。

なお、参考までに、23ページに別紙1として特措法の概要を、また、25ページに別紙2

として県計画の概要を添付しております。説明は省略させていただきます。

これまでの経緯等につきましては、説明は以上でございます。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

引き続き18ページをごらんください。

有明海及び八代海の現状について御説明いたします。

まず、(1)の有明海・八代海の水質の状況でございます。

公共用水域に係る水質監視につきましては、水質汚濁防止法に基づき、水質測定計画を熊本市など関係機関と協議して策定し、常時監視を行っております。

環境基準の達成状況についてでございますが、海の汚濁の指標でありますCODにつきましては、70%から80%台で推移しております。また、富栄養化の指標であります全窒素、全リンにつきましては、平成13年度以降、33%から100%で推移しており、COD、全窒素、全リンともに近年変動はあるものの、ほぼ横ばいの状況にあります。

次に、①の水質の常時監視体制等でございますが、枠囲みにありますように、有明海、八代海を幾つかの水域に分けて、環境基準点を延べ53地点設定し、年間6回から15回の測定を実施いたしております。

②の測定結果でございます。

まず、Iの人の健康の保護に関する項目、いわゆる健康項目であります。カドミウムなど22項目でございます。基準超過地点はございませんでした。

次に、IIの海の汚濁の指標でありますCOD、化学的酸素要求量の値でございますけれども、有明海では、調査水域7水域のうち3水域で基準超過したため、環境基準達成率は57.1%となっております。

次に、八代海のCODでございますが、有

明海よりもやや低い数値で推移しております。調査水域数11水域のうち2水域で基準超過しており、環境基準達成率は81.8%となっております。

IIIの富栄養化の指標であります全窒素、全リンでございますが、有明海では、3水域、13地点における環境基準の達成状況は、3水域のうち1水域で基準超過し、環境基準達成率が66.7%となっております。次に、八代海でございますが、3水域全てで達成しております。両海域とも、全窒素、全リンともにほぼ横ばいの状況にあります。

ただいま御説明した内容につきましては、19ページ中ほどの折れ線グラフを掲載しております。

次に、③の有明海・八代海への汚濁物質の流入削減対策についてでございます。

環境基準を達成していない水域もあることから、引き続き、関係各県を含め、関係機関と連携して取り組みを行います。

特に、海域環境への負荷の削減を目的といたしまして、平成17年3月には条例等の改正を行いまして、平成20年4月から施行し、事業場排水からの汚濁物質の流入削減対策を強化しているところでございます。

概要につきましては、後ほど提言への対応のところで説明予定でございます。

環境保全課は以上でございます。

○平山水産振興課長 21ページをお願いいたします。

有明海・八代海の漁業生産の状況についてでございます。

左下の図1をごらんください。

漁業の状況でございます。

魚類の漁獲量につきましては、黒丸で有明海を示しております。有明海の漁獲量は、減少傾向が続いておりまして、平成24年の漁獲量は1,288トンとなっております。また、白



丸の八代海も、長期的には減少傾向でございまして、平成24年の漁獲量が8,029トンとなっております。

次に、図2、右側にアサリ漁獲量を示しております。

黒丸の有明海は、平成8年以降増減を繰り返しながらも回復傾向でございましたが、平成21年、22年と大きく減少いたしました。

その原因といたしまして、アサリの稚貝の発生量が少なかったことや、競合生物でございすホトトギスガイの発生によって漁場環境が悪化したことが原因として考えられております。

ホトトギスガイにつきましては、関係漁協等が駆除を行ったことで、平成23年は1,496トンと若干の回復をいたしました。平成24年以後、熊本広域大水害の影響もございまして減少しているところでございます。平成25年は、水産振興課の聞き取りによりますと、347トンと非常に低調となっております。

白丸で示しました八代海ですが、平成15年以降増加傾向にありましたが、平成20年の1,990トンピークに減少いたしております。特に、平成23年は、梅雨期の降雨による大量死が発生いたしまして、大きく減少いたしました。平成25年は、現地の資源管理のための操業自粛もございまして、水産振興課の聞き取りによりますと、8トンと低調となっております。

次に、22ページをお願いいたします。

養殖漁業の状況でございすが、左下の図3にノリ養殖の生産量の推移を示してございます。

黒丸で示しておりますのが、有明海でございす。

有明海の平成25年漁期の生産量は、1月下旬から発生いたしました色落ちによりまして9億枚にとどまっております。生産金額も81億円と、平成に入ってから最低の生産額でございました。

また、白丸の八代海では、低調な生産が続いてございまして、平成25年度は、1,000万枚で、生産金額8,000万円となっております。

次に、図4の魚類養殖についてですが、ブリとマダイの生産量を示しております。

黒の三角のブリは、平成20年から22年にかけて発生いたしました赤潮の影響で減少いたしました。平成23年からは赤潮被害の発生がなく、平成24年には6,688トンと順調な生産となりました。平成25年は、統計速報値でございすが、5,700トンと減少してございす。

一方、マダイは、赤潮に比較的強いということで、ほぼ横ばいで推移してございすが、平成24年は8,154トン、平成25年の統計速報値では7,800トンとやや減少してございす。

水産振興課は以上でございす。

○森浩二委員長 次に、有明海・八代海再生に係る提言への対応について説明をお願いいたします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございす。

資料の26ページをお願いいたします。

平成16年2月に、当時の有明海・八代海再生特別委員会からいただきました提言に沿いまして、県で取り組んでございす36施策を、資料の27ページにかけて一覧にございす。

本日は、これまで当委員会において議論があり、継続的な報告が必要と考えられる主要なものを中心に、黒丸をつけた10の施策について、各担当課から順次説明をさせていただきます。よろしくございす。

○宮本下水環境課長 下水環境課でございす。

資料28ページをお願いいたします。

提言項目、海域環境への負荷の削減に対します生活排水処理施設の整備促進と適切な維持管理の取り組みについて御説明いたします。

まず、1の取り組み概要ですが、平成32年度末での汚水処理人口普及率を90%までに高めることなどを目標に、地域特性に適した生活排水処理施設の整備を促進し、あわせて整備した施設が十分に汚濁負荷削減の機能を発揮できるように、下水道などへの早期接続や浄化槽の適正管理の実施を推進してまいることとしております。

次に、2の取り組み実績についてですが、24年度末の汚水処理人口普及率は82.2%で、実際に生活排水を適正に処理している割合を示します汚水適正処理率は72.9%でございます。

普及率向上に向けましては、県や県民の皆様、市町村と役割を分担して、地域の実情に適した生活排水処理施設の整備を進めてきたところです。

また、25年度は、接続率が低い市町村に対しまして、接続促進の取り組みを支援する制度の創設や必要な県有施設での合併処理浄化槽への転換を進めてまいりました。さらに、県民の皆様にご理解と御協力をいただくため、熊本市など県内7カ所で開催されたイベントに参加し、直接、普及啓発活動を行っております。

次に、3の26年度の取り組み予定でございますが、事業費としまして、県と市町村を合わせまして、おおむね176億円程度となる見込みです。

県の施設であります3カ所の流域下水道では、安定した処理機能を維持するために、必要な改築更新、耐震化、増設、高度処理化を進めてまいります。

浄化槽につきましては、市町村設置型浄化槽の整備促進と単独浄化槽からの合併処理浄化槽への転換促進に対する助成措置を充実さ

せ、一般事業化し、支援の重点化を図ることといたしております。

また、必要な県有施設での合併処理浄化槽転換は、本年度で全て完了予定といたしております。

浄化槽の適正な管理につきましては、本年度も積極的な普及啓発活動を継続して進めてまいります。

さらに、25年度に新設しました生活排水適正処理重点推進事業により、接続率向上の取り組みに対する支援を続けてまいります。

下水環境課からは以上でございます。

○川越環境保全課長 資料の30ページをお願いいたします。

工場・事業場の排水対策といたしまして、条例による上乗せ規制適用区域の設定及び規制対象項目の追加について御説明いたします。

まず、1の施策の概要等の中の①でございますが、提言の実現に向けた取り組み概要でございます。

陸から、いわゆる海域環境への負荷の削減を目的といたしまして、工場、事業場の排水対策を行っております。

まず、有明海、八代海に流入する全ての区域を上乗せ規制区域といたしました。また、熊本県生活環境の保全等に関する条例で定めております米粉の製造業など7業種の事業場につきまして、富栄養化の原因である窒素、リンを新たに規制対象項目として追加しております。立入検査・指導を実施しております。いずれも平成20年4月1日から施行しております。

次に、平成25年度の取り組み実績でございますが、規制対象となっております883事業場のうち、延べ461事業場に立入調査を行い、水質検査を確認しております。水質基準の超過となりました14事業場に対しまして、施設の運転ミス等の厳重注意10件及び文書注

意1件、施設や管理体制の改善命令3件などを行っており、その後の改善結果の確認等も行っております。

平成26年度におきましても、引き続き、保健所を中心とした計画的な立入指導と排水の確認等を実施いたしまして、水質基準の遵守状況の把握に努めることといたしております。

環境保全課は以上でございます。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。

資料の32ページをお願いいたします。

提言項目、海域環境への負荷の削減、③の農業・畜産対策のうち、家畜ふん尿の適切管理の継続についてでございます。

平成16年11月から施行されました家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、通称家畜排せつ物法と申しますけれども、家畜排せつ物について、適正管理の継続を指導してまいります。

25年度におきまして、新たな不適正処理を防止するため巡回指導を実施するとともに、ビニールシート等により簡易対応を行っている畜産農家に対しましては、経営形態に応じた施設整備を促進いたしました。また、毎年11月を畜産環境保全月間と位置づけ、市町村や農業団体と一体で重点農家への巡回調査、農家への意識啓発を行いました。

26年度におきましても、新たな不適正管理の発生防止や施設整備した堆肥舎の維持管理、適正使用を図るための巡回指導、簡易対応農家への施設整備などを推進してまいります。

畜産課は以上でございます。

○園田農業技術課長 農業技術課でございます。

資料33ページをお願いいたします。

農薬・化学肥料の使用総量の削減でございますが、1の①に書いてございますが、取り

組みの概要につきましては、環境に優しい農業といたしまして、くまもとグリーン農業に取り組んでおります。農業者には生産宣言を、消費者には応援宣言をしていただいて、県民運動として展開しているところでございます。

②の課題といたしましては、エコファーマーの認定数は全国第4位でございますが、まだまだグリーン農業の認知度が余り高くない状況でございます。もっと生産を拡大させ、消費者の理解を促進する必要があると考えております。

2の25年度の取り組み実績でございますが、生産宣言をした農業者、それから応援宣言をした消費者、合わせて1万7,402件になっております。内訳につきましては、生産宣言が1万1,700、応援宣言をいたしました消費者が5,600ということでございます。

また、環境に優しい農業技術の実証展示圃を県内11カ所に設置して、減農薬、減化学肥料の普及、定着を推進いたしました。

3の本年度の取り組みでございますが、グリーン農業県民大会の実施、あるいはホームページの充実、量販店でのキャンペーンなどによる認知度の向上を行うとともに、JAとも連携しながら、環境に優しい農業技術の普及、定着を図っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○鎌賀水産研究センター所長 36ページをお願いいたします。

海域環境への負荷軽減、そのうち養殖場対策として、施策としましては複合養殖技術の開発という項目でございます。

1番の提言の実現に向けた取り組み概要でございますが、まず1つ目として、魚類養殖で発生する環境負荷を低減できる藻類の養殖技術の確立を図ることと、2番目、赤潮プランクトンを直接摂餌します二枚貝の養

殖技術の開発でございます。

2番目の平成25年度の取り組み実績でございますが、まず1つ目、天然海域で自生しますヒトエグサ、一般的にはアオサと呼ばれておりますけれども、このヒトエグサを、人工的に種網を作成しまして、現場での養殖試験を行った結果、これまでになく順調に生育しまして、天然のものと同様以上の品質のものが得られております。

2番目、二枚貝でありますアサリに関してですが、真珠養殖母貝の養成かごに入れまして、これを海中につるした状態で養殖し、砂のかわりとなる基質など飼育条件を変えながら、効率的な方法を見出すための試験を行っているところでございます。

3番目の平成26年度の取り組み予定でございますけれども、まず、ヒトエグサにつきましては、昨年度の成果の確認試験、最適な培養条件についての室内試験を行うこととしております。

2番目のほうは、アサリでございますが、昨年度の試験の検証、それに新たな飼育条件での養殖試験を行うこととしております。

続きまして、41ページをお願いいたします。

提言項目は、干潟や海底等の保全・改善で、そのうち①の干潟等の漁場環境改善のための事業の充実ということで、施策としては藻場再生の試験研究の推進でございます。

提言の実現に向けた取り組み概要としましては、藻場の機能解明や増殖手法の開発を行い、海域ごとの藻場復元方法の確立を図ることとでございます。

2番目の平成25年度の取り組み実績でございますが、まず1番、苓北町富岡では、定期的な分布調査を実施しているところでございます。

(2)のアマモについてでございますが、外海に面した波浪の強い場所での藻場造成を実証するため、牛深地区で漁協青壮年部とともに

に試験を行っているところでございます。

3番目の平成26年度の取り組み予定でございますが、天草西海での藻場の調査を実施するとともに、アマモ場の藻場造成に関する技術の指導、普及を行うこととしております。

水産研究センターは以上でございます。

○原田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

資料の42ページをお願いいたします。

提言項目は、干潟や海底等の保全・改善で、施策は、干潟の耕うん、作滞、覆砂、藻場造成等の事業の実施でございます。

施策の概要は、干潟等の漁場環境改善のため、覆砂や藻場造成を行うものでございます。

2の平成25年度の取り組み実績でございますが、耕うんにつきましては、長洲町沖及び熊本市沖の2カ所におきまして、水深20メートル程度の海底の耕うんを実施し、耕うん前後の生物量や底質の変化を調査しております。

調査結果としましては、耕うん後の硫化物の減少や水生生物の増加が確認されており、耕うん回数が多いほど効果が高くなる傾向にあるようでございます。

県営覆砂では、熊本市から宇土市地先における5地区におきまして、合計43.3ヘクタールの造成が10月上旬に完成いたしました。また、熊本市及び宇土市地先においては、2地区、24ヘクタールを、八代市地先で、1地区、5ヘクタールの造成を3月中に発注し、26年度へ事業を繰り越しています。藻場につきましては、苓北町地先におきまして2.7ヘクタールの造成が2月に完了いたしております。

3の平成26年度の取り組み予定ですけれども、耕うんにつきましては、25年度と同様、玉名市沖から熊本市沖の2カ所において、20メートル水深の海底4平方キロの耕うんを実

施し、引き続きクルマエビなどの生息環境の改善状況に関する調査を行ってまいります。

県営覆砂では、先ほどの繰越事業で実施する29ヘクタールに加え、荒尾市、長洲町、熊本市及び宇土市地先における4地区におきまして、合計11ヘクタールを造成予定です。また、八代市地先では、荒瀬ダム上流の堆積砂を用いて4ヘクタールの造成を予定しております。さらに、藻場につきましては、天草市五和町地先において1ヘクタールの造成を予定いたしております。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○平山水産振興課長 48ページをお願いいたします。

水産資源の回復等による漁業の振興という提言でございます。

施策は、アサリなど漁獲サイズや漁期の制限等、資源管理の強化でございます。

施策の概要等の取り組み概要と課題ですが、年7,000トンの安定した漁獲を目指して関係漁協で実施する具体的資源管理の取り組みを支援するもので、資源水準に応じた資源管理の取り組みやホトトギスガイの駆除などによる漁場管理の強化が必要となっております。

平成25年度の取り組み実績ですが、関係漁協に対し、漁場管理や資源管理の強化を働きかけた結果、アサリの主産地であります緑川河口域の漁協では、アサリの産卵時期に当たります10月と4月を休漁にされました。また、保護区への母貝放流や漁場耕うんの取り組みを支援してまいりました。

平成26年度の取り組みですが、引き続き稚貝発生量の減少原因の調査や漁場管理の強化を推進するとともに、資源管理計画に基づき着実に取り組みを実行し、さらに資源水準に応じた制限の強化を行うよう漁協の指導を行ってまいります。

また、これらの漁業者の取り組みを支援す

るとともに、フラプシーという海上中間育成施設を活用した人工種苗の安定的な中間育成技術と効果的な放流手法の開発に取り組むこととしております。

水産振興課は以上でございます。

○鎌賀水産研究センター所長 60ページをお願いいたします。

提言項目、調査研究体制の充実ということで、水産研究センターの機能の充実・強化でございます。そのうち施策としましては、有明海・八代海再生の研究の重点化ということでございます。

1番の提言の実現に向けた取り組み概要につきましては、水産研究センターの調査研究体制の充実を図るということで、2番目、平成25年度の取り組み実績でございますが、これまでの外部からのニーズを踏まえた上で、1番目、食用藻類でありますヒトエグサ、ヒジキ、トサカノリの人工採苗技術等の試験研究に取り組んでおります。

2番目のイとしまして、重要貝類資源回復事業といたしまして、アサリ、ハマグリ調査、それと調査結果の情報提供と資源管理や漁場管理への取り組みを指導しておるところでございます。

3番目の平成26年度の取り組み予定でございますが、水産研究センターの研究評価会議、研究推進委員会等の意見、要望を取り入れながら、引き続き食用藻類の増養殖、アサリ、ハマグリ資源回復のため、試験研究に取り組んでいくこととしております。

水産研究センターは以上でございます。

○平山水産振興課長 62ページをお願いいたします。

諫早湾干拓事業に係る中・長期開門調査の実施についてでございます。

非常に動きが多くなってございまして、主なところについて御説明させていただきます。

す。

施策の概要等の(4)でございますが、平成22年12月8日に、福岡高裁が佐賀地裁判決を支持し、3年間の猶予後に5年間の常時開放を命じる判決が、平成22年12月21日に確定しております。平成25年12月20日には猶予された期間が経過したところでございます。

次に、平成25年度以降の開門調査を取り巻く情勢についてですが、開門調査を推進したい漁業者と開門調査に反対する営農者の両者が、国を相手取り提訴してございます。

主な動きについてですが、(5)平成25年11月12日に、長崎地裁において開門調査の差し止めが命じられました。これに対し、国は即日控訴いたしました。

(9)平成25年12月24日に、福岡高裁確定判決の原告漁業者は、1日1億円の制裁金を支払わせる間接強制を佐賀地裁に申し立てました。

その結果でございますが、(14)平成26年4月11日に、佐賀地裁は訴えを認め、制裁金1日49万円の支払いを命じました。これに対し、国は、福岡高裁に執行抗告をいたしまして、その結果が、(17)平成26年6月6日に執行抗告を退ける決定を行いました。国は、最高裁への抗告の許可を申し出まして、平成26年6月11日に許可され、今後最高裁で審議されることとなりました。

次に、これに対抗する動きですが、(13)平成26年2月4日、開門調査に反対する農業者や地元住民らが、制裁金2,500億円を支払わせる間接強制を長崎地裁に申し立てました。

その結果が、(16)平成26年6月4日に長崎地裁は訴えを認め、制裁金1日49万円の支払いを命じました。

当県といたしましては、本年度も、引き続き、開門調査が十分な対策をとられた上で実施されるよう国に要望してまいります。

あわせて、有明海、八代海再生の取り組みが喫緊の課題であることから、関係者が同じ

テーブルに着いて検討できる場を国において設定するよう働きかけてまいります。

水産振興課は以上でございます。

○森浩二委員長 次に、有明海・八代海再生に向けた県計画に関する平成26年度事業について説明をお願いします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の63ページをお願いいたします。

有明海・八代海再生に向けた熊本県計画に関する平成26年度事業でございますが、表に1から9まで県計画に定めました事項別に今年度取り組みます事業数及び予算額を記載しております。

括弧書きが複数の事項にまたがるものでございます。重複分を除きますと、今年度の事業総数は58件、事業費総額は約221億円でございます。昨年度当初予算と比較しますと、27億円の増、約14%の増となっております。

事業費増の主な理由としましては、河川改修事業費の増額やクルマエビ種苗生産施設整備事業などによるものです。

資料の64ページ以降に個別の事業概要を添付しておりますが、各課からの説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○森浩二委員長 次に、地球温暖化対策に関する件について、地球温暖化に関する現状等について説明をお願いします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の77ページをお願いいたします。

地球温暖化に関する現状等についてでございます。

まず、(1)の県の温室効果ガス削減目標の達成状況でございますが、本県では、温室効

果ガス総排出量を平成22年度までに平成2年度比6%削減を目標に設定しておりました。

下の図1をごらんください。

一番左の基準年度の温室効果ガス排出量は、1,114.5万トンでございました。これに対して、真ん中の平成22年度は1,129.4万トンで、基準年度比1.3%の増加となりましたが、網かけ部分の森林吸収源対策による約10%程度の削減効果を含めると8.6%減少となり、目標の6%削減を達成したところでございます。

資料の78ページをお願いします。

(2)県の温室効果ガス総排出量の推移でございます。

下の図2のとおり、1990年代後半から低下傾向が見られましたが、景気回復や猛暑、厳冬の影響等によりまして、平成22年度を境に増加に転じております。直近となる平成23年度の総排出量は1,271万6,000トンと、さらに大幅に増加しております。

資料の79ページをお願いします。

平成23年度的大幅な増加は、東日本大震災以降の火力発電の割合の増加等によりまして化石燃料の消費量が増加したことが原因と考えられております。

次に、温室効果ガス排出量の部門別内訳でございますが、中ほど左の図3をごらんください。

産業部門が、全体の3割以上を占め最も多く、次いで、家庭、運輸、業務部門となっております。

また、右の図4は、部門別排出量の推移を示しております。

平成22年度以降に注目していただきますと、自動車輸送が大半を占める運輸部門は減少しております。そのほかの部門では、全て増加をしております。

また、基準年度からの伸び率は、家庭部門で最も顕著となっております。家庭部門の伸びにつきましては、世帯数の増加や機器の多

様化、大型化等により、電力等のエネルギー消費が大きく増加したことなどによるものです。

次に、(3)国の状況等の①でございますが、国の削減目標は、京都議定書に基づき、平成20年から平成24年までの約束期間中に平成2年比6%削減するとされておりました。達成状況につきましては、基準年比8.4減少となり、京都議定書の目標を達成した旨、ことしの4月15日に環境省のほうから発表がっております。

資料の80ページをお願いします。

②でございますが、国におきましては、昨年11月に、平成32年度までに平成17年度比で3.8%削減するという新たな目標を決定しております。この目標は暫定的なもので、今後のエネルギーの構成割合、いわゆる電源構成の検討後に見直すこととされております。

その後、4月にエネルギー基本計画が策定されましたが、電源構成は明らかにされておりません。できる限り早く決定すると記載をされております。

次に、(4)本県の今後の目標でございますが、現在、第4次環境基本計画では、国の削減目標等が明らかになった時点で設定する予定とし、それにかえまして、ここに記載のとおり、熊本県総合エネルギー計画に示されている、平成32年度末までに新エネ導入量と省エネ削減相当量の合計が、原油換算100万キロリットルとなることを目指し、温暖化対策を推進しているところでございます。

今後、国等の動向を見きわめながら、目標について必要な検討を行ってまいります。

(5)でございますが、平成21年3月に、本特別委員会から温暖化対策に対する提言をいただいております。この提言に沿いまして、下の枠囲みの①から④の施策に取り組んでいるところでございます。

地球温暖化に関する現状等につきまして、説明は以上でございます。

○森浩二委員長 次に、地球温暖化対策に関する提言への対応について説明をお願いします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の81ページをお願いします。

地球温暖化対策に関する提言への対応を一覧にしております。

(1)から(4)までの提言項目に沿いまして、各担当課から取り組み状況を順次説明させていただきます。

まず、(1)事業活動における取り組みの推進についてでございますが、当課から説明をさせていただきます。

資料の82ページをお願いします。

(1)事業活動における取り組みの推進につきまして、提言は、1の①提言の概要欄に記載のとおり、一定規模以上の事業所に対し、排出削減計画を策定し、排出量の報告を求めることなどを内容とした条例を制定し、経済界と連携した対策を着実に進めることとございます。この提言を受けまして、平成22年3月に、地球温暖化の防止に関する条例を制定しております。

2の平成25年度の取り組み実績欄をお願いします。ポイントについて説明させていただきます。

(ア)の条例に定める事業活動温暖化対策計画書制度でございます。

計画書制度は3つございまして、まず、①の事業活動温暖化対策計画書につきましては、概要欄に記載しておりますように、原油換算1,500キロリットル以上などの大規模エネルギー使用の事業者が、温室効果ガス排出削減のための計画書や報告書を作成し、県に提出、公表する制度でございます。

次に、②のエコ通勤環境配慮計画書は、従業員数500人以上の事業者が、エコ通勤の取

り組みについて定める計画書や報告書を作成し、県に提出、公表する制度でございます。

最後に、③の建築物環境配慮計画書は、床面積が2,000平方メートル以上の建築物の新築、増改築等を行う建築主が、環境配慮計画書を作成し、県に提出、公表する制度でございます。

計画書の提出につきましては、義務者だけでなく任意で提出する事業者も年々ふえておりまして、当初の提言の趣旨に沿って、事業活動に伴う温室効果ガス削減のための自主的な取り組みが促進されていると考えております。

資料の83ページをお願いします。

(イ)の事業者への情報提供、支援についてでございます。

(a)の熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議は、温暖化対策に関する県民運動の推進母体として設置しているものですが、現在507団体が参加されており、各団体の合意形成や新たな取り組み等の協議調整などを行っております。

ここに記載しておりますように、昨年度は、7月4日に、会員、県民合わせまして160人が参加して開催され、県民運動として、くまもとらしいエコライフの推進に取り組むことが決定されております。

そのほか、(b)の省エネセミナーの開催、(c)のエコアクション21導入セミナーの実施、(d)のライトダウンなどの事業を通して、普及啓発に取り組んでおります。

次の(e)は、国の再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用して、市町村の防災拠点や避難施設等へ太陽光発電や蓄電池などの再生可能エネルギーの導入を推進するものです。昨年度は、17市町村の19施設1民間施設への補助を実施しております。

そのほか、(f)の中小企業への省エネ設備等の導入支援、(g)の県産業技術センターのビルエネルギーマネジメントシステムの導



入、(h)の市町村が行う積極的、先進的取り組みに対する支援、(i)の新エネ・省エネの情報共有や節電効果を見える化するために、くまもと県民節電所というウェブサイトを開設するなど、事業者を巻き込んだ取り組みを展開しております。

84ページをお願いいたします。

3の平成26年度の取り組み予定につきましては、新規事業はございません。

(ア)の条例に定める計画書制度につきましては、企業の自主的取り組みが一層進むよう着実な運用に努めてまいりたいと思います。

また、(イ)事業者への情報提供、支援につきましては、(e)の市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業など、大幅な増額となっているものもありますので、適切な運用に努めてまいりたいと思います。

事業活動における取り組みの推進は以上でございます。

○財津交通政策課審議員 交通政策課でございます。

資料は85ページをお願いします。

公共交通機関の利用促進に係ります提言についてでございます。

1の提言の概要ですが、運輸部門の温室効果ガス排出量の半分以上を占めます自家用車から公共交通機関への切りかえが促進されるよう、ノーマイカー通勤運動の強化やバス路線再編について、関係機関への協議への支援、そしてパークアンドライドの普及促進や公共交通機関乗り継ぎの一層の円滑化について御提言をいただいております。

資料86ページをお願いいたします。

2の平成25年度の取り組み実績でございます。ポイントを絞って説明させていただきます。

まず、(1)のノーマイカー通勤運動の強化でございます。

(ア)でございますが、公共交通機関利用促

進のためのモビリティ・マネジメントの推進につきまして、専用のホームページ、くまもとよか交通Netを運営し、公共交通機関のさまざまな情報を発信、県民への意識啓発を図っております。

次に、(エ)の電気自動車等の普及促進でございます。

まず、(a)でございますが、一般からの公募や各地域振興局からの推薦を受け、急速充電器6件、普通充電器27件の設置箇所を選定し、急速充電器1件、普通充電器1件を設置したところでございます。残りにつきましては、今年度設置してまいります。

次に、(b)でございます。

昨年6月に、本田技研工業と低炭素型社会の実現と地域の活性化を目的に包括協定を締結し、超小型モビリティの普及をテーマに社会実験を実施してまいりました。ことし1月に、県民の方々を対象に試乗会を開催しております。

平成26年度は、市町村と協力し、社会実験を実施することとしております。

次に、(3)の乗り継ぎの円滑化でございます。

まず、(ア)のパークアンドライド利用促進でございますが、熊本市圏のパークアンドライドの駐車場の状況ですが、右の表のように現在10カ所で実施しております。

平成26年5月末現在、駐車可能台数533台のうち契約台数は347台で、稼働率は65%となっております。利用促進のための周知広報、実施箇所の拡大についても検討を進めてまいります。

87ページをお願いいたします。

(イ)のJR豊肥本線を活用した空港ライナーの試験運行についてでございます。

平成23年10月に運行を開始し、ことし3月までの利用者数は、延べ13万5,000人を超えて、1日の利用者数も着実に増加しております。

88ページをお願いいたします。

平成26年度の取り組み予定でございますが、引き続き、(1)のノーマイカー通勤運動の強化に向けました取り組みや、(2)のバス路線再編に向け、関係機関と連携をとって協議してまいります。

また、(3)の乗り継ぎの円滑化ですが、引き続き、パークアンドライドの周知広報、実施箇所の拡大に向け、検討を進めてまいります。

公共交通機関の利用促進につきましては以上でございます。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

89ページをお願いいたします。

(3)家庭における取り組みの強化でございます。

提言は、1の①提言の概要欄に記載のとおり、一人一人が家庭における省エネ行動を着実に実践することが重要であり、家庭における省エネ行動の実践や省エネ家電製品の購入促進のため、民間活力による仕組みの構築を促進することでございます。

2の平成25年度の取り組み実績欄をお願いします。

(1)のライフスタイルの転換に向けた啓発でございますが、(ア)は、先ほど事業活動の項目でも御説明しました内容の再掲でございます。また、(イ)のくまもと環境フェアなどの各種広報やイベントの実施、(ウ)の地域の学習会への講師派遣、(エ)の家庭の省エネアドバイザー講座などにより、普及啓発を行いました。

なお、昨年度は、(ウ)に記載のとおり、地域の学習会などで利用できるように、啓発冊子・くまエコ学習帳を作成し、県内全ての小学5年生に配布をしたところでございます。

資料の90ページをお願いします。

そのほか、(オ)の地域の環境活動へのアド

バイザー派遣、(キ)のグリーンカーテンの普及、(ク)の温暖化防止活動推進員の活動支援などの普及活動も行っております。

次に、(2)行動を促す仕組みの構築でございます。

まず、(ア)の九州版炭素マイレージ制度の運用でございます。

これは、通称エコライフポイントとして、節電や環境保全活動、省エネ製品の購入等を行った場合、道の駅やコンビニなどで利用できるポイント券を交付するもので、昨年10月から沖縄を除く九州7県で始められた事業でございます。

(ウ)は、家庭におけるLED照明など、省エネ設備の導入支援でございます。

資料の91ページをお願いします。

平成26年度の取り組み予定でございますが、昨年度に引き続きまして事業を継続してまいります。最大限の効果が発揮できるように工夫しながら、適切な運用に努めてまいります。

家庭における取り組みの強化については以上でございます。

○長崎屋森林整備課長 森林整備課でございます。

資料の92ページをお願いいたします。

森林吸収源対策の推進でございます。

まず、提言の概要ですけれども、①提言の概要の(イ)間伐による森林整備の実施に当たっては、森林所有者の負担も必要なことから、この負担軽減に向けた取り組みに一層努められたい、(ウ)企業・法人等においては、社会貢献活動や環境問題への取り組みに対する意識が高まっており、二酸化炭素吸収量の証明制度等を活用し、企業の森づくりを促進されたいという御提言をいただいております。

これに対する取り組み実績でございますが、2、平成25年度の取り組み実績、まず1

番の森林所有者の負担軽減でございますけれども、市町村や森林組合等関係者への事業説明や事業着手に必要な事務手続を順次進めまして、各事業体により随時間伐等の森林整備に着手していただいております。

以下のとおり、県としましては、森林環境保全整備事業、間伐等森林整備促進対策事業等によりまして、除間伐や下刈り等を支援しているところでございます。

(2)の企業等の森づくりの促進でございますけれども、(ア)企業等の森づくりの促進につきましては、県立図書館等のイベントにおきまして普及啓発を行っております。また、熊本県地球温暖化の防止に関する条例により、温室ガス排出量削減目標を達成する補完的手段として認められております企業等の森づくり活動による森林吸収量につきまして、昨年度は11者に対して認証書を交付したところでございます。

次の93ページでございますけれども、企業の森づくりの促進の一環として、(イ)県有林のクレジット認証でございます。

平成23年から、県有林(五木村)でクレジット認証をしております、(イ)の3行目の括弧書きにありますように、これまで平成23年度以降、平成23年度は10トン、平成24年度は45トン、25年度は184トンのCO<sub>2</sub>のクレジットを販売しております。

これに関連しまして、(ウ)でございますけれども、このJ-VERクレジットの取引を一層活性化するというを目的にしまして、J-VER認証取得者やクレジット購入者が、商品やパンフレット等に活用できる熊本県J-VERロゴマークを策定いたしまして、申請交付を昨年12月から開始したところでございます。

最後、94ページでございます。

平成26年度の取り組み予定でございますけれども、森林所有者の負担軽減に関しましては、引き続き各種の補助制度を使いまして、

森林所有者の負担を軽減しつつ、森林整備を進めます。

また、企業等の森づくりの促進につきましては、先ほど説明しましたJ-VERのロゴマーク等を普及することなどによりまして、企業の森づくりの参加を促していきたいと思っております。

森林整備課は以上でございます。

○森浩二委員長 次に、地球温暖化対策に関する平成26年度事業について説明をお願いします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の95ページをお願いします。

地球温暖化対策に関する平成26年度事業についてでございます。

下の表には、(1)から(5)まで、県計画に定めております5つの事項別に、26年度に取り組む事業数、予算額を記載しております。

なお、事業数、予算額で括弧書きしておりますのは、複数の事項にまたがるものを重複して計上しているものでございます。重複分を除きますと、今年度は、昨年度当初予算とほぼ同規模となります50事業、約59億円の事業に取り組んでまいります。

資料の96ページ以降に個別の事業概要を添付しておりますが、説明のほうは省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○森浩二委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたが、まず、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について質疑はありますか。

○早田順一委員 10ページなんですけれども、地域振興関係ということで、南関町、和水町の交付金事業、それから太陽光発電等

々、これで書いてありますけれども、全体として地域関係予算というのはどれぐらいあるのか。その中で、太陽光発電ですね。今回検討されていると思いますけれども、それに関して、具体的に何キロワットでどれぐらいの発電量を生むとか、そういうのがわかれば教えていただきたいと思います。

○坂本廃棄物対策課長 地域振興関係の総額でございますけれども、大まかに言いますと、県道大牟田植木線の歩道整備等で10億円、それと南関町の公共関与産業廃棄物のアクセス道路がありますが、これの米田鬼王線周辺環境まで含めましてほぼ5億円、それと南関町、和水町にそれぞれ1億円ずつの交付金を出すという形で総額17億円を想定しております。

先ほど、光発電のシステムのことについてお尋ねがありましたが、これは公民館の屋根に発電システムを乗せるだけの事業でございますので、数千万ぐらいの事業で、そんな大きなものでなくて、家庭にちょっと少し大きくなるぐらいで——済みません、今ちょっとデータがありませんので、あと後ほど詳細のデータはお届けをしたいと思います。

○早田順一委員 その施設の屋根に検討されてるんでしょう、メガソーラーを。

○村井エネルギー政策課長 県民発電所として、公共関与最終処分場の屋根につけるものについては、発電設備出力がおおむね2メガのものでございます。

○早田順一委員 予算を。

○村井エネルギー政策課長 現時点での総事業見込みは5億5,000万と聞いております。

○早田順一委員 それによって年間どれぐら

い電気量を生み出すんでしょうか。

○村井エネルギー政策課長 推定の年間発電量は212万キロワットアワーというふうに聞いておまして、約375世帯分の年間電力消費量に相当すると聞いております。

○早田順一委員 県として幾らで貸すんでしょうか。

○村井エネルギー政策課長 済みません、ちょっとデータを持ってきておりませんので、後でお知らせいたします。

○内野幸喜副委員長 これは事業団で貸すんですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○森浩二委員長 早田委員、いいですか。

○早田順一委員 はい。

○氷室雄一郎委員 発電所は、もう平成27年度のぴしゃりこの時期にもうでき上がるわけなんですか。その資金の調達とか状況とか県民の出資なんかは、もうまとまってどンドンぴしゃりと進んでいるんですか。

○村井エネルギー政策課長 資金構成は、それぞれ事業者で検討されておりますけれども、今のところ予定どおり進んでおまして、小口ファンド等の資金の調達についても近々募集がなされると聞いております。

○氷室雄一郎委員 その民間がやる部分ですけども、きちっとした枠組みは、まだ明確じゃないということですか。県民の出資もありますけれども……。

○村井エネルギー政策課長 今のところ、ま

だ事業者からは最終的な出資の比率等は聞いておりません。

○氷室雄一郎委員 だから、今言ったように、これができ上がったときには、ちゃんとそれと同時に稼働ができるのかというお尋ねをしてるわけですが、どうなんですか。

○村井エネルギー政策課長 今のところ、予定どおり27年秋にでき上がったときに発電がなされるように事業は順調に進んでいると聞いております。

○井手順雄委員 結局、このソーラー関係の事業は、事業団が屋根を民間の会社に貸して、その貸し賃として屋根の平米数、平米幾らというのを利益としてもらうわけです、その電気に関しては、その事業団のものでしょう。そういう考え方でいいのかな。

○村井エネルギー政策課長 電気については、事業を行います熊本いいくに県民発電所が発電をいたしまして、それを九電に売電すると。

○井手順雄委員 それは、熊本県もからんどつですか。民間事業者が主体としてするわけでしょう。そこ辺を明確にせないかぬ、話は、だけん、結局、工事自体のお金は民間で払うわけでしょう。県は、屋根を貸すけんが、平米幾らと事業団のほうにもらうということでしょう、要は。

○坂本廃棄物対策課長 井手先生がおっしゃるとおりです。事業団が場貸しするだけです。あとは全部その発電所の会社が、全部投資もして回収もすると。

○井手順雄委員 じゃあ、その上に乗せる企

業というのは、県民発電所という名目の団体でしょう。それはもう決まってるんですか。もう入札かなんかあったんですか。そのとき、どういったところがそれを応札して県民発電所というところに決まったんですか。

○村井エネルギー政策課長 太陽光発電事業については、事業者の公募を行いまして、ことしの3月17日に認証を行っております。事業者は、熊本いいくに県民発電所というところで、構成員は東光石油ほか10業者ほどが加入、合同でつくられる会社が行うことになっております。

○井手順雄委員 そういうところを説明せんならわからぬという話たい。だから、平米幾らで貸すとですかという話たい、県は。幾らですか。

○坂本廃棄物対策課長 済みません。私が今承知しておりませんので、後ほど御報告したいと思います。

○井手順雄委員 あのね、そういったところを貸すて、もう入札も終わっとるわけたいな。そういった株式会社の団体が取っとるわけ。そのときに、入札の条件の中に――幾らかかるか知らぬけれども、何億円でおたくにお願いしますと、そのときには、県は、これを年間幾らで貸しますというところを入れとかぬと積算もできないじゃないですか。全体の工事金額もできないじゃないですか。そういう、課長が把握しとらぬようなところで、もう入札が終わってるということですか。どういうことですか。

○坂本廃棄物対策課長 先ほど村井エネルギー政策課長のほうから御説明ありました提案書のほうから見ますと、年間約320万程度賃料としていただくということになっておりま

す。ただ、済みません、平米単価とか、少し私のほうが承知しておりませんので……。

○井手順雄委員 320万円、全部で。

○坂本廃棄物対策課長 はい。

○井手順雄委員 2メガで。

○森浩二委員長 いいですか。ほかにありませんか。

○荒木章博委員 公共関与工事は、52億という一つの大きかりなやり方でやったわけですね。それで、全国の今までの各産業廃棄物公共関与の取り組みあたりなんかを見てみると、熊本方式というやり方ですよね。4通りか5通りあるんですけども、熊本方式のやり方というのは、どういうやり方でされたんですか。（「入札」と呼ぶ者あり）だから、設計、施工とか、その後財団が運営するとか。熊本の場合は、要するに、財団も一緒に含めた運営もその業者で取り組むということですか。それをちょっと尋ねているんですよ。

○坂本廃棄物対策課長 まず、今回の入札に当たりますでは、設計、施工並びに運営まで御提案をいただいています。そして、それで落札者を一応決定しまして、ただ、契約に关しましては、設計と施工のみを今回契約しております。あと、運営につきましては、契約後、時期を見まして、随契でやっていくという形になるかというふうに思います。

○荒木章博委員 よその場合は、設計と施工と運営と3つに分けたり、設計と施工2つと運営というのは全く分けたやり方と、全国的に幾つか例は——幾つもあるんですよ。

私は、この随契でまたやっていくというやり方は、これだけのやっぱり52億という、特

に大成、鹿島というのが、いろんな事業の中で、この事業には特に力を入れてるわけ。いろんなきな臭いうわさが、話がある。先ほど出た問題についてもそうなんですよ。

ですから、非常に、こういうところをどういうふうに今後取り組んでいかれて、もちろんいろんな、これを決められる前には、学識経験者や——点数のつけ方とか、いろんなやり方があるって決められたと思うんですけども、私は、設計、施工、そしてまた財団に分けてやるべきだと。その事業者が、その財団まで取り組んでいくというのは、ちょっと腑に落ちないですね。それについてはどうですか。

○坂本廃棄物対策課長 今回のやつにつきましては、産業廃棄物の最終処分場ということで、物すごく専門性を有するもの、それと、南関町、和水町の地域の住民の方は、いろんな意味で、やっぱり生活面に対する不安だとか、地下水汚染等の心配とか、さまざまな点を御心配されて、そして、その中で、先ほど御説明しましたように、南関町並びに和水町のほうが受け入れを決定していただいたという経緯がございます。

そういう中におきまして、先ほどから冒頭御説明いたしましたように、やっぱり日本で有数のきちんとした施設をつくりたい、また、施設をきちんと運営したいという思いがありましたので、そこを一貫的に——施工のほうが悪いんだ、運営が悪いんだではなくて、一貫的にきちんと施工から管理までやっていただくということをベースとして、今回の入札、落札までを決定させていただいたということでございます。

○荒木章博委員 はい、それはもうわかります。また私は本会議場で詳しくその件はやりますから、いっちょいっちょね。課長の立場じゃ来られたばかりだからわからぬと思う

から、また後日これはやっていきたいと思  
います。

終わります。

○内野幸喜副委員長 先ほどの熊本いくに  
県民発電所、スキームとかあると思うん  
です。11者ぐらいで出資してつくったと  
。そういったものを、できれば終わった  
後お配りしていただければと思います。

○森浩二委員長 一応名簿がわかれば。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 ないですね。なければ、  
それでは次に、有明海・八代海の環境の  
保全、改善及び水産資源の回復等による  
漁業の振興に関する件について質疑は  
ありませんか。

○松岡徹委員 有明海は久しぶりなので、  
たっぷり時間をとって議論をしたいところ  
ですけれども、少し抑えて、第1回目だ  
から抑えていきたいと思

います。  
報告であった62ページにずっと書いて  
ありますが、結局は、有明海異変、ノリ  
の大被害があって、有八特措法ができて  
、今熊本県は、それ以前から計画をつ  
くっているいろいろな取り組みでござい  
ますけれども、改めて有八の特別委員  
会をつくって、その中で、村上委員長  
のもとで、私もその当時委員だったん  
ですけれども、提言書をまとめて、議  
会でも議決したという経過があります。  
その中で、結局は有八特措法ができた  
のも、いわゆる諫早干拓のギロチンが  
閉められて、そしてしばらくたってあ  
あいう被害が起きたという中で特措  
法ができたんですよ。

さっきも報告があった、ここに細かく  
経過があるように、福岡高裁で確定判  
決が出たけれども、いわば事態は混沌  
として解決に至っていないというのが  
現状だと思いますね。

そこら辺のところをどのように認識して

るのか、何が原因だと考えているのか  
、熊本県としては、どうしようとして  
いるのか、その辺をちょっと最初に伺  
いたいと思

います。  
○平山水産振興課長 開門調査に係り  
ます本県の考え方かと思

いますが、本県に限らず、福岡県、  
佐賀県、私どもを含めた3県につき  
ましては、有明海の異変の原因究明の  
ためには開門調査が必要であるとい  
う考え方は一致しているところでござ  
います。  
過去から現在に至るまで、この中長  
期開門調査については、福岡高裁の  
確定判決に基づいて、国において主  
体的に開門調査をやってくださいとい  
う要望につきましては、続けて実施  
しているところでございます。残念な  
がら、ここに経過を書いてお

りますとおりの状況で、いまだに  
確定判決の期限が来ても開門調査が  
実施されていないという状況でござ  
います。  
この点につきましても、先般国にお  
伺いしたときに、これまでと同様の  
お願いをさせていただきましたが、一  
方で、漁業の概要で御報告いたしま  
したとお

り、有明海における不漁、不作とい  
ったものが顕著に出てお

りまして、現場の漁業者の皆様のお  
気持ちとして、中長期開門調査は必  
要だけでも、有明海の再生は待た  
ないんだというお声を聞いていると  
ころでござ

らは、その考えに同意をして、早急に動いてくださいと。それは、ほかの福岡県、佐賀県についても、私どもと同じお答えであったかと思えます。残念ながら、長崎県さん、一方の長崎県さんにおかれては、開門調査を脇に置いたとしても、必ずそのことが議論になるんだというお答えでございまして、開門をしないという前提でないと、その協議には応じられないというお答えであったというふうに聞いております。

私ども、今までと同様に、開門調査の実施とあわせて、有明海の再生の取り組みについては、まず開門調査を差し置いてでも早急に取り組んでいただきたいというお願いを国に続けて実施しているところでございます。

以上でございます。

○松岡徹委員 諫干の開門とその有明海の再生の問題では、再生のためのいろんな対策はほかにもありますけれども、例えば以前短期開門調査をしたときも、潮汐が回復したり、あるいは干潟が回復したり、貧酸素水塊が減ったり、極めて限られた期間だったけれども、やっぱり環境再生のデータがきっちり出ているんですね。

だから、有明海を本当に再生するという点でいくと、やっぱりこの開門という問題が非常に大きいんだと。その点で、私は長崎県に何とかしてほしいと思うんだけど、根本的にやっぱり農水省の責任が大きいと思うんですね。

それで、そこをちょっとはつきりする上で、長崎地裁のいわば差しとめの仮処分、あの中身については、熊本県はどういうふうに考えているわけ。

○平山水産振興課長 私、今申し上げましたとおり、熊本県の立場、あるいは熊本県の漁業者の皆様の気持ちとして、有明海の異変の解明のために、中長期の開門調査は必要だと

いったところについては、今まで一度もぶれたことがないかというふうに認識しております。

以上でございます。

○松岡徹委員 僕に言わせれば、熊本県も、もっとやっぱりしゃきつとして突っ込んだ取り組みをせないかぬということですね。大体福岡高裁の記録なんか読んでみると、有明海全体のノリの被害が、年間200億マイナスになっているというのが裁判所の記録であるわけですけども、それは熊本県の経済にとっても漁民の生活にとっても深刻ですよ。

それで、長崎地裁の仮処分の中身の問題ですけれども、よく国は福岡高裁が開門を命じたと、長崎地裁は仮処分でいわば差しとめを示したと、義務の衝突なんて言ってるけれども、そうじゃないんだと、中身は。長崎地裁のそれをよく読んでごらん。結局は何を言っているかという、開門準備ができてないと。福岡高裁がやっぱり期間を与えてちゃんと準備せいと言っていた農業用水の確保等についての開門準備ができてないから、今開門したらだめですよというのが長崎地裁の中身なんですよ。

その点で、このいわば3年間いろいろそれは長崎の抵抗はあったけれども、いわば僕に言わせれば、サボタージュをしてきた農水省の責任が非常に大きいわけで、そういうような問題もきちっとすると。

具体的に、その開門が必要だ必要だというけれども、長崎をいわば隣県として説得するために、どういう論点で長崎とは話し合おうと思っているわけですか。

○平山水産振興課長 長期開門調査の義務を負っているのは国でございますので、これは国が主体的に取り組まれることかと存じております。

私ども熊本県としては、本県の漁業者の皆



様が感じていること、望んでいることを国に訴えていくという立場かというふうに思っております。

○松岡徹委員 この問題は、長いこの間のあれがあって、そして今なおこういう状態だから、やっぱり有八問題は、主要な議題だから、きょうは少し遠慮するけれども……（「遠慮して」と呼ぶ者あり）いや、まだ——遠慮するけれども、もうちょっときちっと議論しとかないかぬ。軽々に早う終われとかなんか言うべきではないと、この問題は、どれだけ漁民が、何人自殺されたですか。そういう問題を真剣に考えて、熊本県議会としてどうするのかと、執行部に対して、どういふようないわばチェックをするのか、提起をするのかということを考えないといかぬのですよ。

それで、ちょっと言いますけれども、結局は、諫干問題の歴史を振り返ると、農水が、諫早干拓をやれば、いわば農業用水も確保できるし、防災もちゃんとできるという、これですとやってきたんですよ。だから、長崎の農民の人たちの要求は、やっぱり防災だ、住民の人たちは防災だと、農民の人たちは農業用水だということになっているわけ。それが、福岡高裁の判決なんかを読んでみても、防災は限定的で、いわばそれ独自の対策をやる必要があると。農業用水だって、やっぱり1年間に使うトン数を計算して、このくらいならばしかるべき代替用水を確保する手だてができるというのが福岡高裁のいわば判断なんですよ。

それで、私は、5月に農水省にも行ってきたし、この前のKKRでの意見交換にも行ったし、その前は森都心プラザで農水省との話し合いもやったけれども、言うならば、国に対しての働きかけも、長崎とのいわば話し合いでも、開門せえというだけでは一致できない。やっぱり開門する前提として、防災については具体的にどうするのかと、農業用水確

保についてはどうするのか。

つまり、農業と漁業と防災、この3つの要素を一体として整理して、確立した政策でもって、段取りでもって、話し合いを進めて解決すると、こういうことが必要なわけで、そこら辺のところについて、熊本県としても、もう少しさっき言ったようにしゃきっとやっぱりもっと踏み込んだ研究をして、私は、そこら辺をもう少し整理して国に対しても要求してほしいし、長崎県との話し合いでも、そういう点でのフラットなやっぱり話し合いをやる必要があるというふうに思っているんです。

その点で、これはもう課長にちょっときつく言って申しわけなかったけれども、大きな問題だから、部長にちょっとその辺の考えを、どうですか。

○谷崎環境生活部長 環境生活部長でありますけれども、今の諫干に対する対応というのは、これまでの委員会の中でも、ほかの委員の方からも、県としての姿勢、これはどうなっているのかという御意見もありましたし、また、県としてのその姿勢をきちんと示すべきだという御意見もありました。

今課長が対応しておりますけれども、自主的にその国に対する対応としては、単に諫干の開門について申し上げてるだけじゃなくて、具体的な提案もしながらやってると思いますので、今委員のほうから話がありましたこのことを踏まえまして、再度検討するなり、また行動を起こすなり、そこは具体的な動きとしての——今国のほうが、両方の地裁判決が出て動きがとれない状況の中で、県として、関係県としての提案というのもあり得るのかなと、今委員の御意見を伺って思っております。

ですから、ここで私が結論めいたものを申し上げられませんが、その御意見については承った上で検討させていただきたいと

思っております。よろしいですか。

○松岡徹委員 部長が言った国が動きがとれないというのがいかぬのよ。動きがとれないことはないんです。福岡高裁は確定判決で、いわば長崎の仮処分が出る前のときも林大臣は何て言ったかと。長崎の地裁でどんなのが出たにしても、福岡高裁の確定判決、これは動かないから、国としては責任持って開門しますと、こう言ってたんですよ。これが、いわば法解釈上も、当然長崎地裁の仮処分のつは確定でもなんでもないわけだから、法理論上もそれが正しいんですよ。そのところをきちっと区別しなきゃならぬということですね。

○谷崎環境生活部長 今の委員のほうからお話がありましたものを踏まえまして、国として全く動きがとれないということじゃなくて、先ほど課長が申しあげましたように、国としては、それなりのテーブルに着くように、各県に対しても話をされてるんですが、事情としては、さっきも言いましたように、長崎の事情も具体的に話がありましたけれども、なかなかそのテーブルに乗れる状況にないということですよ。

引き続き、各県に対しては、そのテーブルに乗っていただくようにという働きはしていくということですので、そういう動きを我々としても注視せざるを得ないかなと思っております。

○森浩二委員長 よろしいですか。

○荒木章博委員 33ページなんですけれども、グリーン農業ということで、知事も、先般本会議場で、地下水を含む農業用水ということで述べられたやつなんですけれども、これは、今データを見ると、グリーン農業の宣言者が1万1,000人、それに付随した応援宣

言者数が5,600人、目標値としては、お互い倍々を考えておられる。

こういった中で、どういう取り組みを今後されていくのかということと、マークあたりについても、なかなか県民の認知度が私は低いんじゃないかなと思って、これを啓発していくためには——やっぱりこれだけの生産者が取り組んでいる、また、それを応援する宣言者に対する対応の仕方をちょっとお尋ねしたいと思うんですけども。

○園田農業技術課長 今、グリーン農業の状況についてお尋ねがございました。

委員の先生が言われたとおり、まだまだ認知度は高いとは思っておりません。そういう中で、生産宣言、応援宣言ともに、先ほどありましたように、倍以上伸ばしていこうというふうに思っております。

平成26年度につきましては、11月に県民大会を実施したいというふうに思っております。

それと、夏と秋と冬にキャンペーンを実施いたしまして、夏のキャンペーンについては、もう6月の20日から8月の31日ということで決定をいたしておりますが、そういう県民に対してのキャンペーンを打っていく。

その内容につきましては、県下の43店舗にグリーン農業の農産物の販売コーナーを設置いたしまして、グリーン農業マークのついた農産物を購入していただくと思っております。そのときに、マークを3枚集めたらオリジナルのくまモングッズをプレゼントするとか、そういうイベントも含めてやりたいというふうに思っております。

それから、そういうキャンペーンを張るときには、一緒に無料でくまモンマークのついたうちわを配布するとか、そういったことも含めて行いたいというふうに思っております。

それから、専用のホームページをつくって

おりますので、そのホームページの中で取り組みの状況を随時更新しながら県民の皆さんに情報提供をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○荒木章博委員 知事が、本会議場で、地下水を育む農業推進ということで、グリーン農業の非常に推進をということで、関係課あたりも大変な忙しさになってくるんだと思うんですけども、今、いろんな普及啓発、くまモンを使った取り組みあたりですね。昨日も、韓国の蔚山でくまモンをやったら5,000人の韓国人が総立ちをして踊り出したという。非常にくまモン人気も韓国まで行ったかなというふうに思うんですけども。

このマーク、これは6つですかね。これ見ますと、何かなかなかわかりづらい。どれが——A B C Dならわかるんですけども、これに何か番号か記号をつけないと、どれが「有作くん」で——これが100点、80点、70点というずっと決め方だと、これは思うんですよね。なかなか私たちが見ても見にくいと思うんですよね。

そこをやっぱり見やすくわかりやすくやっていくということが、これだけの生産者をふやしていき、また、応援団というんですか、そういう方たちは、いいものを買っていくという、有機物についての取り組みということをおもうんですけども、ちょっとこれじゃ弱いような——エコファーマーは、全国で1万を超えていますから、全国4位ということで非常に成績をおさめていますけれども、こういった、やっぱりちょっとこれ見にくい。分かれて置いてあっても、どれがいいのか悪いのかというのは、今からこれ熊本県が推奨していくということを知事が宣言したわけですから、この後に県民会議とかいろんな会議があった中で取り組まれると思うんですけども、こういったものをちょっと改良してい

れたらどうか。余計なことかもしれぬけど、せっかく打ち上げられた以上は、そういうふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○園田農業技術課長 今先生がおっしゃられたとおりでございます。グリーン農業は、認知度が低くて、まだマークの中身がよくわからないという声は私も聞いております。やはり、この後ろの4つの四つ葉のクローバーの色が濃くなっていくといいますか、緑がふえていくほどグリーン農業のレベルが高いというイメージでつくっておりますが、なかなか、それはしっかりと説明しないと理解いただけないというふうに思っております。

これから、そういったマークのことも含めまして、周知の仕方、それから、消費者がそのマークを見て優先的に買っただけのような、そういったものをつくり上げていきたいというふうに思っております。

○荒木章博委員 最後に1つだけ。

この広報啓発の予算ですよ。それは、この今の園田さんですか、の課だけではなくて、いろんな機関や、「県からのたより」とか、いろんなものにも周知徹底していかれる予算というのは、十分に確保されてるんですかね。

○園田農業技術課長 予算につきましては、この全体的な広報も含めた委託事業でやっている部分がございます、それがおよそ1,000万円程度予算を組んでおります。ただ、これが、今後もっと加速化していく、大きく展開していくとなりますと、その予算で足りるかどうか、今後また詰めながら、関係機関と意見を交換しながら、その辺は詰めていきたいというふうに思います。

○荒木章博委員 1,000万の予算では、なか

なかこれ認知度というか周知度、これ生産者を含めて、それを買われる応援団を含めて、県民がやっぱりもっともっと理解をするためには、もっともっと全庁的な広報の取り組みが必要だと思うんですけども、これは農林水産は担当はどなたですか。平岡さんですか。どなた、山中さん。山中さん、今の私の最後の質問に、どういうふうに局長として——これは今課長から話を聞きましたけれども。

○山中生産局長 生産局でございます。

今委員おっしゃったとおり、知事が、答弁で、これからさらに力を入れていくということで申し上げております。内容も含めて、支援策も含めまして、従来も——先ほど課長が説明しましたとおり、細々いろいろやっておりますけれども、それも含めてこれから詰めて、来年度に向けてさらに拡充してまいりたいと。

今のところ、農業技術課が中心になってやっておりますけれども、全体的には、部内、あるいは庁内関係課、関係部含めて、御協力をお願いしながら進めていくことだというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○荒木章博委員 予算化と、この見きわめの仕方とか、そういうのもちょっと検討されながら、生産者も、その応援団も、同じクローバーのやつですから、ちょっとそこを何か変えとか、記号を打つとか、何か非常にランクがあるわけですから、そこあたりもちょっともう少し検討されて今後取り組んでいただいて、県民に周知をしながら、この減農薬生産を取り組むという姿勢を今後も対応していただきたいと、かように思って終わります。

以上です。

○森浩二委員長 ほかに。

○鬼海洋一委員 ぶり返すようですけども、有明海再生にかかわる先ほどの松岡委員との意見交換を聞かせていただきました。

前回2月議会で、つまり有明海の構造的問題を抜本的に取り組むべきではないかという、そういう発言もいたしましたし、そのような取りまとめもいただきました。

きょう、ここで、そのことを具体的に蒸し返すという思いではありませんが、何か最近の——これ21ページを見ると、データも示されておりますように、ずっと漁獲量が低下をしてくておりますし、それからアサリ等についても壊滅的な状況になってきているわけですよ。長年この委員会に所属をいたしておりますけれども、その意味では、有明海が生きるか死ぬかの正念場に来ているのではないかなという、そんな感じを持っています。

諫早湾の開門の問題については、今松岡委員のほうからもさまざまお話がありました。私も同感の思いがするわけですが、国と地方との関係等ありまして、なかなか、部長のほうからも御発言いただきましたけれども、思うようにいかない点もあるんじゃないかと。

その意味で、ぜひ委員長に提案をしたいと思っておりますけれども、かつて我々は、有八の特措法ができる前段で、深刻な状況を勘案しながら、国に対する委員会としてのさまざまの申し入れだとかそんなことをやった経験も持つわけでありまして、ぜひ執行部の方々の動きとあわせまして、この委員会としても国に対する何らかのアクションが必要な時期に来ているのではないかと、そんな思いもいたしておりますので、ぜひ御検討をいただきたいというふうに思います。これは要望ですから、いいです。

せつかくですから、ちょっと御質問したいというふうに思いますが、今荒木委員のほうからもお話がありましたグリーン農業、これは、私、応援宣言者のバッジをいただきました

て、早速つけてきましたけれども、5,000数百人という安全のための応援ができていていることは、非常にすばらしいことだと。徐々に大きく広がることをぜひお願いしたいというふうに思います。

そこで、この中にも書いてありますが、地下水の条例が検討されるという状況になりました。一番、これまでの長い間、私も指摘をしまいましたが、硝酸性窒素の地下水汚染の問題、まず、保全課のほうで現状どの程度把握されているのか、よくなっていったかどうかということをも1つ御質問したいというふうに思います。

それで、畜産課のほうは、耕畜連携のもとで堆肥の処理を予算もつけながらやられてきて、しかし、今なお50数件問題が、ビニールのハウスで処理されているという状況もありました。私が聞いているところは、その処理をした後の耕畜連携で、まく場所の——農業側のここから出てくる堆肥に対する若干の不安と不信があるということで、これは過去何回か私も指摘したところでもありますけれども、その辺の耕畜連携の状況がスムーズにいつているのかどうか、そこで生産された堆肥というのが、安全性、安心という意味で十分担保できるような県として支援体制がどうなっているのか、この2つを少しお聞かせいただきたいと思います。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

地下水の硝酸性窒素の現状でございますが、今現在、熊本地域と荒尾地域につきましては、硝酸性窒素削減のための計画をつくりましてやってきておるわけでございますが、荒尾地域のほうは、微減という形で硝酸性窒素濃度が少し減ってきているのかなというふうに見ております。熊本地域につきましては、減っているところもふえているところもあるというような状況で、ほぼ横ばいという

ふうに感じておるところでございます。

硝酸性窒素の地下水の状況としては、こういう形です。

○鬼海洋一委員 今、熊本と荒尾の話がありましたけれども、全県でこれは非常に大きな問題なんですね。ですから、この問題の現状を正確に把握しながら、それぞれの場所をどういうぐあいに軽減していくかという、これはもう何回もこの中で議論されていることですから、その辺の体制整備をぜひよろしくお願いしておきたいと。これがなければ、今後できる地下水条例なんていうのは非常に厳しいものになっていくのではないかと。そして、それはイコール農家の皆さん方の生産にも影響していく課題でありますから、特に強くお願いしておきたいと思います。

あと、耕畜連携……。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。

先ほど、ビニールの対応についてちょっとお話がございましたけれども、25年度のところに59戸と書いてございます。この59戸につきましては、今現在適正に管理していないという意味ではございません。基本的に、ビニールシートでやるということで、地下浸透を防ぐという形になります。

ただ、こういう農家をできれば恒久的な堆肥舎にもっていきたいということで、いろいろ整備推進をやっているところでございますけれども、こういう対応を行っている農家は、高齢化して、もうしばらくしたらやめる予定とか、あるいは中小規模とか、経営的に厳しいとか、そういうところが実は多々ございますので、強制的に堆肥舎をつくるという形をなかなか持っていくというふうに思っております。ただ、それが地下浸透しないようなビニールとか、そういった形はきちりやらせていくということが私どもも必要かなというふうに思います。

それから、耕畜連携の話がございましたけれども、私ども毎年堆肥コンクールをやっておりまして、いい品質のものをつくっていかうという形でございます。年々、完熟率につきましては、どんどん上がってきておりますので、いい堆肥づくりはできているのかなというふうに思います。

ただ、地域によりまして、非常に堆肥が一畜産が盛んなところがございまして、そういう地域でできた堆肥につきましては、畜産が少ない地域に広域に流通させて、県内全体でうまく使っていこうということで私ども進めておりまして、平成24年度に5万6,000トン広域流通をやりました。こういった形で、県内全体でうまく使っていくような形で、より広域流通を私どもとしては推進していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 今具体的にどこがどうということではありませんけれども、例えば、ある大量に生産するところが、消費地——今おっしゃったように、県内の広域の連携のもとで耕畜連携がなされて、仕組みとしてはなされてきたわけですね。ところが、ある時期に、あそこんとはどうもいかぬというようなことで、そこのを停止をされたりというそういう状況もあっているわけでありまして、ですから、生産されたものが、耕種農家にとって十分信頼できるような担保をどうするかという仕組みをつくるべきじゃないかというお話を過去何回か申し上げました。その辺も含めて、この具体的なうまい関係を継続していく、さらに拡大していくためにも御配慮いただきますようお願いしておきたいと思えます。

以上です。

○森浩二委員長 ほかにありませんか。

○松岡徹委員 有八特措法に基づいて、有明海・八代海等総合調査評価委員会というのがあるわけですが、以前、2006年の12月に、かなり詳しい報告書を出しております。その報告書の一番最後に八代海について特別に言及しているんですよ。報告書の最後です。

何て書いてあるかということ、調査研究は極めて少なく、評価委員会でも十分な考察ができなかったと、八代海についてはですね。魚類等の漁獲の長期的な減少、ノリの低迷、赤潮の増加など、調査研究の充実強化が必要だということで、こういう指摘を総合調査評価委員会の報告書の最後に書いてあります。

私は、これを読んで、環境省にも行って話し合ったことがあるんですけど、この報告書以後、八代海の調査研究の予算とか取り組みとかがどういうふうになされてきたのかなというのをお聞きしたいんですけど、これはもう委員の皆さんにも、資料という形で私も含めて届けていただければ、今答弁は要りませんが、要望しておきたいと思えます。

○佐藤環境立県推進課長 今の御質問でございます。環境立県推進課でございますが、確かに先生おっしゃいましたとおり、評価委員会の平成18年12月の報告では、そのように記載がされております。八代海では、今後調査研究の充実が必要という指摘もなされておまして、予算の推移につきましては、現在具体的な数字は持ち合わせておりませんが、今手元で把握しておりますところでは、3つほど具体的な事業が始められております。

1つは、平成19年に、八代海北部海域を対象に、農林水産省、水産庁、林野庁、国土交通省の4省が連携をいたしまして、浅海化・干潟化による影響緩和方策、検討調査などを実施しております。

そのほかにも、文科省予算で、熊本大学

で、平成23年度から27年度までに5カ年間、八代海の再生・創生を目標に、海域環境変動と生物生息環境の変動の把握の研究などを実施しております。

また、環境省では、八代海の魚類を中心とした生態系の構造ですとかキーとなる生物、重要な生息場の特定などの調査を平成25年度から実施をしたりしております。

大変申しわけありませんが、私自身まだ調査結果を詳細には読んでおりませんが、これらの調査結果につきましては、関係課内でぜひ共有をしまして、今後の政策推進に生かしていきたいと思っております。

また、数字につきましては、また後ほど御連絡したいと思います。

以上でございます。

○森浩二委員長 わかりましたら、あれ以降のをまとめてみんなに配ってもらえれば…

…。

ほかになれば、次に、地球温暖化対策に関する件について質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 温暖化対策について全然出てこなかったのが、BDF、植物由来の再生油ですたいね。このことについて、これはやっぱり温暖化とか環境に非常に影響すると思うんですけれども、その辺まずどうですか。私は、化学的には余りわからないんですが、BDFというのが普通の燃料としたら、植物由来の油を燃やした場合に自然に優しいのか。

○佐藤環境立県推進課長 今のお尋ねにつきまして、余り詳しくはないんですが、BDFと申しますのは、新たに化石燃料を燃やすものではございませんので、空气中に放出されるCO<sub>2</sub>が新たにふえるものではないという意味では、非常に温暖化対策に寄与しているものだと思います。

○西岡勝成委員 そこで、県下でもBDFを生産されている会社がありますよね。東光石油さんは、何か一つの車にも使えるような基準をクリアされているという話ですけれども、経済委員会にもちょっと天草の水産加工業あたりから陳情が出ているんですけれども、できればそういうものを使って、この燃油対策に活用したいというのがあるんですけれども、その油の純度がわからないんですよ。

これは、例えばバーナーに使っても大丈夫なのか、ボイラーに使ったらボイラー機械がやられるんじゃないとか、いろいろな機械屋さんが言うのは素人じゃわからぬ。もし仮にボイラーに使って機械がだめになったら、どうにもこうにも高いものですからね。バーナーだと多分大丈夫だと思うんですけれども、ただ、それによってガスが発生する可能性があるとか、灯油と違うのでとか言われる部分があるので、その基準というのは、各会社が——どのぐらいの会社が、熊本県でそういうBDFをつくっているのか、どういう基準があるのか、ちょっと教えていただきたい。

○佐藤環境立県推進課長 手元には詳しい資料は持ち合わせていないんですが、東光石油さんは、今回経済産業省のほうの承認を受けておりますが、99%を超えている純度と聞いております。認可を受けるに当たりましては、96%を超えるものが認可の対象となっていると聞いております。

○西岡勝成委員 96%以下の人たちも、流通はしているんですよ、多分いろいろなところに。純度が96%以下の人たちも、使い道では——その辺が、純度がどのぐらいあるのか、使う側としてはわからないんですよ。だから、県のほうでそういう基準を——会社によ

って、多分再生されるつくり方が違うし、純度が違ってくると思うので、それによって値段も多分いろいろ違うだろうし、使い道も違う。どういうものが——仮に、純度が80なら、80%の部分じゃ、においがつくのか、ガスが出るのか、そういうのもわからない部分があるので、何か基準みたいなものをつくっていただくと、使うほうとのあれができるんじゃないかと思うんですけれども。

ただ、今の現状じゃ、東光石油さんのほうは、そういうことで純度が通産省のあれに合っていると。ほかのはどういう流通をしているのかなということもちょっと調べていただいて、できればそういうものを無駄にせぬで、うまく純度を上げていく技術とか利用をしていけば、非常に温暖化にもいい効果が出てくると思いますので、その辺は調査をしていただいて、温暖化にためになるようであれば、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

○佐藤環境立県推進課長 今わかっている範囲でお答えをしたいと思います。

まず、分析項目としましては、バイオディーゼル燃料のJIS規格としては、全26項目あるようでございます。このうち、バイオディーゼル燃料の製造利用に係るガイドラインということで、全国のBDF利用推進協議会において、最低限遵守をすべき規格項目としては6項目ほど定めておるようでございまして、その中で出回っているものがあるようでございます。最終的にもうちょっと……。

○西岡勝成委員 だから、ミスマッチが多分あってると思うので、その辺は業者と——そういう燃油が高くなっている現状の中で、そういうものでも使って燃料費を下げたいというブームもありますので、その辺を結んでいただければと思いますので。

○森浩二委員長 後で調査して、調べて…

…。

○佐藤環境立県推進課長 一度整理をいたしまして、またお返ししたいと思います。

○森浩二委員長 お願いします。  
ほかにありませんか。

○松岡徹委員 熊本県の総合エネルギー計画で、さっきもちょっとありましたけれども、2020年まで、原油換算で100万キロリットル、パークドーム1.3杯分の計画があるんですけれども、省エネが40で自然エネルギーが60ですかね。これの2020年だから進捗状況というか、こういうのは何かデータの的にはあるのかな。また、県として、そういうのはちょっとこう中間的に整理しながら、年度ごとに課題を明らかにして具体化していくということなのかなと。その点ちょっといかがでしょうか。

○村井エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

現在お答えできるのは、平成24年度末における進捗状況になります。新エネルギーと省エネルギーで合計50万キロリットルを創出しておりまして、短期目標、平成27年度末が58万キロリットルでございますので、それに比べておおむね順調に推移しているのではないかと考えております。

今後については、現在、平成25年度末の原油換算での導入量の調査を行っておりますので、秋ごろに取りまとめてまた発表する予定でございます。

○森浩二委員長 ほかに。

○小早川宗弘委員 90ページですけども、県の地球温暖化防止対策の中で、このキと書いてあるグリーンカーテンの普及ということ



で、県ではこういう取り組みをしようなるといふうなことで、実は、県は、5月31日に、そういうグリーンカーテンの事業ですか、建物の横からネットを張って、そこにアサガオだとかゴーヤだとかへちまだとか、そういうつる系の植物を張られてグリーンカーテンをつくるというふうなことをされておると思うんですけども、八代振興局も、6月2日だったと思いますけれども、そういう取り組みを始めますけんということで私も行きましたけれども、非常におもしろい取り組みじゃなかろうかなというふうに思いました。そんなに予算もかからぬでしょうし、人手はちょっとかかるかもしれぬですけども、ある程度わかりやすい地球温暖化防止の取り組みだというふうに思いますし、効果が得られれば、梅雨時期だとか初夏ぐらいは、空調費、電気代もかからぬというふうなこと、そして何ととってもゴーヤのごたつとや農作物もとれるというふうなことで、一石三鳥四鳥ぐらゐの効果があるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、今の取り組みは県有施設だけなんですかね。もっと私は広げていくべきだというふうに思っておりますけれども、そこをちょっと聞きたいと思いますが。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

現在のところは、県庁を初めとしまして、振興局など、県有施設約30カ所にことは実行しております。しかし、それをマスコミ等で流していただくことによりまして、なるべく広く同じ取り組みを広げていきたいと思っております。またいろいろ工夫をしてみたいと思っております。

○小早川宗弘委員 今、私は、いろいろ市内全域をあちこちと回っておりますけれども、一般家庭でもそういうふうなことをされてい

るところが非常に多いというふうに思いますので、県内の主要な企業さんだとか、そういったところで取り組んでもらえるように、少しでも民間の人たちが参加してくれるような形のグリーンカーテンの普及というのをお願いしたいと思います。

以上です。

○荒木章博委員 86ページから89ページまでにかけてなんですけれども、パークアンドライドというのは、もう当然、よくもう皆さんが訴えられていることなんですけれども、まず10カ所今決まっていますけれども、今後普及されるのはないのかが1点と、2点目は、エコドライブや電気自動車の普及ですね。これの普及に対する急速充電施設、これは建っているのか、それが2点目です。

最後に、もう一点は、89ページの地域学習派遣ということで、小中学校に10校、2,090名ということで、くまもとらしいエコライフの学習会ということを開かれているようですが、私はちょっとまだ少ないんじゃないかなと思うんですけども、その点について、この3点をお尋ねします。

○竹田都市計画課審議員 都市計画課でございます。

パークアンドライドの実施箇所10カ所を今後ふやすことはないのかという御質問ですが、現在、いろいろな民間の駐車場、そういったところも調査を行っております。御理解が得られるようなところ、またニーズがあるようなところ、そこを調査いたしまして、可能であればふやしていきたいというふうに考えております。

都市計画課からは以上です。

○古森産業支援課長 産業支援課から充電器の関係を御説明いたします。

充電器につきましては、平成25年度末まで

に152基整備が終わっております。県整備分が63基と民間分が89基です。

そして、今後の整備予定としましては、121基、これを予定しております。この121基の中には、26年度に繰り越しをいたしました県整備分の31基、これを含んでおります。

以上です。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

89ページのくまエコ学習帳の実績は、今のところ、先生がおっしゃったとおり、10校、2,090人程度でございますが、今職員が1名で対応しておりますので、ほかの手だてを考えながら、例えば地球温暖化活動推進員の活用なども考えながら、今後ふやしていくように検討したいと思っております。

○荒木章博委員 1人で今対応されているということだもんだから、教育委員会あたりの浦川さんあたりの課あたりともやっぱり取り組んで、これは完全に少な過ぎますよ。1人の雇用では全く対応できないということで、教育委員会とやっぱり担当課との連携をぜひお願いしたいと思っております。

それと、パークアンドライドについても、今後進めていかれるということで計画をされているようです。特に、学園都市のゆめタウンあたりも今後秋ぐらいにでき上がってきますので、そういうところの駐車場の確保とか、周辺の確保とか、そういうのを含めてやっぱり今後取り組んでいかれたらいいかなということで要望しときます。

それと、この地域学習への講師派遣についてのことですけれども、1つ提案なんですけれども、要望なんですけれども、こういう、学校あたりに講演をやり、学校がそういう取り組みをやる、学年によって取り組みをやる、そういったところの表彰ですね、県からの表彰、こういう学習を受けて、こういう取り組みをやっ

たと発表する場所、こういうことをやっていかないと、ただ一方通行で、ただ課長、教育委員会あたりで話しても、これは一方通行ですから、お互いが相互に理解をして、褒めたたえて生かしていくと、こういうことをやっぱり今後やられるべきじゃないかなというふうに思っております。

それともう一点は、パークアンドライドもそうなんですけれども、豊肥線の空港ライナーですね。非常に、やっとな——当時は、平行線でちょっと下がってたんですけれども、今少しずつこれを見ますと上がっていったるようなんですけれども、引き続き、この広報宣伝あたりも——やっぱりこれこそが渋滞解消にもなるし、車の利用を抑えることになるわけですから、もちろん電気自動車の充電箇所も、また121基、今年度ふやすということですから、繰り越さないように——昨年繰り越して、何基だったですかね、さっき言われたのは。

○古森産業支援課長 繰越分は31基になります。

○荒木章博委員 やっぱり121基のうちの30数基ですから、それを繰り越さないように、今後も、確実なる民間とも相談しながら、着実に進めていただきたいというふうに要望しときます。

以上です。終わります。

○森浩二委員長 最後に、井手委員。

○井手順雄委員 地球温暖化というテーマですね。毎回議論している中で、どういった——余り大き過ぎて焦点が定まらぬというような感じがいたします。

その中で、95ページ、予算としては、ちゃんと明確に60億程度ぼんこう出ていると。そういうような要素で毎回委員会がありま

す。じゃあ、逆に、それだけ毎年毎年50億も60億もかけてやっているから、昨年に比べてこれだけというような結果ですよ。そういうのをこう出していって議論をしていくとなれば、今後の審議にめり張りがついてよくなるんじゃないかと。なかなかそれは難しいというふうには思いますけれども、そういった数字を今後出していけるような、そこを議論する、そういった形の温暖化対策というような議論の場にしたらどうかなということを要望しときます。御提案申し上げます。

○森浩二委員長 ほかにないですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 以上で付託されました3件の調査事件を終了します。

それでは、その他に移ります。何かありますか。

○松岡徹委員 1点だけ。

新幹線の騒音問題ですけれども、熊本県が調査をして、7地域9地点で基準をオーバーしているということで、去年の8月9日、蒲島知事名で、JR九州や運輸機構に要望をされております、対策を万全にということで。その結果と、何か改善されたのか、そこら辺のところを伺いたいと思いますけれども。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

昨年度、新幹線の路線28地点騒音調査をしましたうちの7カ所9地点でございますが、環境基準を達成しておりませんでした。その部分につきましては、JR、鉄道運輸機構のほうに申し入れをいたしまして、改善をされておるといふふうに聞いております。

基本的には、音源対策をされたところの7カ所のうちの3カ所が音源対策を講じてあります。残りの4カ所につきましては、現在の技術ではなかなか音を小さくするというこ

が難しいというようなことで、各戸、例えば各家庭の家に二重サッシをするとか、各戸対策をしてあるというふうに聞いております。

ちなみに、今年度におきましても、昨年度基準超過をしていたところについては調査を行っておるところでございます。

以上です。

○松岡徹委員 改善されているというお話だったけれども、実際、沿線住民の、オーバーしたところの住民の声の聞き取りはやったんですか。

○川越環境保全課長 住民の声の聞き取りといますか……。

○松岡徹委員 改善されたとあなたが言うからね、住民として、改善されたという状況になっているかということね。

○川越環境保全課長 改善されたといえますのは、申し入れに対して鉄道運輸機構等からの報告でございます。確実に改善されたかどうかということを確認するために、県のほうでも、今年度再度騒音調査をやっておるところでございます。

○松岡徹委員 二重窓とかいろいろこうやるわけね。ところが、実際上は夜中の12時近くまで走るし、明け方から走るものだから、住民の被害感覚としては変わらないという状況があるんですね。それで、私たちは、ずっとほぼ全部聞き取りをして、結局はある程度いろいろやっても変わらないならば、若干のスピードダウンあたりを検討できないかということをお願いしたんですけれども、なかなかうまく進んでないという点があります。だから、これは今調査しているわけですか。

○川越環境保全課長 そうです。

○松岡徹委員 調査をして、また結果を見ていろいろ考えていただきたい。

関連して、今言いましたように、この九州新幹線が全線開通して、最高速度260キロなんですよね。それでも被害が出て、もう家が干割れたり、もう薬を飲んで、睡眠導入剤を飲まないともう寝れないような状態になってる人たちがいるんだけど、今度7月から10月まで、フリーゲージトレインといって、長崎新幹線に導入する在来線と新幹線をうまく使い分ける新型車両のテストを今始めているんですけれども、7月から10月までは、運輸機構などの資料によると、午前0時から午前5時まで270キロでやるというんですよ。

それで、僕は国交省にも行ったし、この前福岡に行って運輸機構とJRと運輸局ともいろいろ話し合ったんだけど、今でも眠れないというようないろんな被害があるのに、夜中の0時から5時までの間に、今の260キロよりもさらに10キロ増しの270キロで試験運転をやるというんですよ。

この前、僕は、何で夜中なのかと、そしたら、安全性がまだ確認できてないから昼間でできませんと言うんですよ。そしたら夜中に270キロで飛ばして何かあったらどうするのかということで大分やり合ってきたんですけども、そこら辺のところは、何か僕は、いわば交通の利便性の向上とか、科学の発達とか、新幹線そのものに反対とかというわけじゃないんですよ。それはそれで認める立場なんですけれども、余りにもちょっと住民のことが無視されたり軽視されたりという感じがありまして、県としても、だからといって何ができるかというのは、なかなか県の立場としても難しいのはわかっておりますけれども、ぜひ、そこら辺も踏まえて、いろいろ努力はしていただきたいと。これは要望しておきます。

○森浩二委員長 よろしいですね。

それでは、続きまして、付託調査事件の閉会中の継続審査についてお諮りします。

付託調査事件については、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき議長に申し出ること異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

以上で本日の議題は全て終了しました。

それでは、これをもちまして、第18回環境対策特別委員会を閉会します。

午後0時32分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

環境対策特別委員会委員長